

構造計算適合性判定手数料

〔構造計算適合性判定を要する建築物の手数料〕【非課税】

		手 数 料 (令和 7 年 7/1 日以降)
建築物毎の延べ面積(※)	構造計算が大臣認定 プログラムによって行わ れたもの	構造計算が左記以外の 方法によって行われたも の(※2)
1,000 m ² 以内のもの	業務外	210, 000 円
1,000 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの		270, 000 円
2,000 m ² を超え、 3,000 m ² 以内のもの		300, 000 円

※:2 つ以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。

〔計画変更の場合の構造計算適合性判定手数料〕【非課税】

構造計算適合性判定を経て確認済証の交付を受けた建築物の計画変更を行った場合の構造計算適合性判定手数料は、

- 1) 変更前の建築物(当該構造計算適合性判定に係る構造計算が行われた部分に限る。)の床面積を超えない部分の床面積を二分の一とした床面積
- 2) 床面積が増加した部分の床面積
- 3) 1)と 2)を合算した床面積に該当する手数料とする。